

○東海大学学生の留学に関する規程

(制定 昭和49年4月1日)

改訂	昭和53年4月1日	1990年4月1日
	1997年4月1日	2009年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	

第1条 東海大学学則第29条に規定する「留学」を希望する者は、留学願を提出しなければならない。

2 留学を認めるか否かについては、国際委員会及び学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第2条 留学期間の延長については、留学先より3か月前に、留学期間変更願を提出しなければならない。

第3条 留学期間は、在学期間として算入される。

第4条 留学期間中の授業料その他の学費は、所定のとおり納入しなければならない。

2 留学先の奨学金の受領及び所要の費用の本人の負担については、留学生個別にその都度決定する。

第5条 留学中に、留学先の教育機関において修得した単位は、その学生の在籍する学部の教授会において審査し、認定することができる。

第6条 留学に出発するときの学期と、帰国したときの学期との二つの異なる学期にまたがる履修も認めることができる。

付 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (2023年4月1日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。